

2) 活動の経緯と目的

大阪市生野区南部地区については、老朽木造住宅が多くあり、道路・公園等が未整備であることから、なんらかの事業により住環境の整備を行うことの必要性は地元においても認識していたが、大阪市が平成7年頃に住宅市街地整備総合支援事業・密集住宅市街地整備促進事業・住宅地区改良事業を当地区において実施して行きたい意向を地元に表示していたが、地元の連合会、町会のつながりが強い地域状況の中で行政が地元は何の相談もなく、住人の理解を得ないままに、一方的に強制的に事業を実施することは地域に混乱を招き、行政としても地元の協力が得られなければ事業の推進は困難であると想定できるので、市に対して、遂行する事業について事前にその内容の説明を行い、地元の協力・理解を得たうえで実施してほしい旨を要望していた。

このような地元の希望をより忠実に効率的に行政に働きかけ、地元住人の意見を反映させるための組織として、地元の町会や連合会の会員を中心として、平成6年7月に「生野区南部地区まちづくり協議会」を発足した。その際の協議会規約において、協議会の目的を「大阪市が実施する生野区南部地区整備事業について理解を深め、住民の意思を反映した住み良いまちづくりの推進に努めること」と規定しており、組織の構成員もその趣旨に沿った形で、町会の代表者を委員、連合町会の会長を常任委員、常任委員の中から会長1名、副会長2名、会計2名、会計監事2名、書記2名、区長等が相談役、市会議員・府会議員が顧問に就任し、地元によるまちづくりの実効性が発揮できるようにした。

協議会が組織され、その活動を開始して以降、大阪市は、平成7年2月に住宅市街地整備総合支援事業の大臣承認を受け、平成7年3月に総合住環境整備計画(密集住宅市街地整備促進事業に統合)の大臣承認を受け、平成10年8月に住宅地区改良事業の事業計画承認を受けて、それぞれの事業に着手した。



その後、行政側の事業内容や地元での協議会活動を集約し、同時に協議会の活動を将来とも具体的に規定する形で、平成13年12月7日に協議会総会において「まちづくり協定」を議決した。その協定には、協定を定める目的としては「安全で安心して誰もが快適に暮らせる魅力あるまちづくりを達成する」ことにあり、ただその目標を進める際にも1)でも述べたように「生野区南部地区の特性を生かし、古くからのコミュニティも生かしながら、居住環境と生活利便性の向上を図り、元気あるまちに再生することを基本理念」とすることを規定している。そしてそのようなまちづくりの目標を実現するための、具体的な行動指針として「老朽住宅への自主建替を積極的に促進する。狭隘道路の拡幅整備を積極的に促進し、道路空間を確保し、災害に強いまちづくりをめざす。まちかど広場整備を行い、憩いの場として管理・運営する。」と定めている。